

不利益処分の処分基準 個票

21-048-01

不利益処分の内容		工事原因者に対する工事の施行命令	
根拠法令・条例等名		河川法	
条 項		第100条において準用する第18条	
所 管 部 課 等		部課等名	建設部建設総務課
		電話番号	0463-82-9635
基 準	法令基準	(工事原因者の工事の施行等) 第十八条 河川管理者は、河川工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は河川を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)によつて必要を生じた河川工事又は河川の維持を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者に行わせることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-048-02

不利益処分の内容		工事原因者に対する工事の施行命令（準用河川）	
根拠法令・条例等名		河川法	
条 項		第100条において準用する第18条	
所 管 部 課 等		部課等名	建設部建設総務課
		電話番号	0463-82-9635
基 準	法令基準	<p>(工事原因者の工事の施行等)</p> <p>第十八条 河川管理者は、河川工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は河川を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)によつて必要を生じた河川工事又は河川の維持を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者に行わせることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-048-03

不利益処分の内容		洪水時等における緊急処置（業務従事）命令	
根拠法令・条例等名		河川法	
条 項		第100条において準用する第22条第2項	
所 管 部 課 等		部課等名	建設部建設総務課
		電話番号	0463-82-9635
基 準	法令基準	<p>(洪水時等における緊急措置)</p> <p>第二十二條 洪水、津波、高潮等による危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとるため緊急の必要があるときは、河川管理者は、その現場において、必要な土地を使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。</p> <p>2 河川管理者は、前項に規定する措置をとるため緊急の必要があるときは、その附近に居住する者又はその現場にある者を当該業務に従事させることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-048-04

不利益処分の内容		工作物用用途廃止後の原状回復命令等	
根拠法令・条例等名		河川法	
条 項		第100条において準用する第31条第2項	
所 管 部 課 等		部課等名	建設部建設総務課
		電話番号	0463-82-9635
基 準	法令基準	<p>(原状回復命令等)</p> <p>第三十一条 第二十六条第一項の許可を受けて工作物を設置している者は、当該工作物の用途を廃止したときは、速やかに、その旨を河川管理者に届け出なければならない。</p> <p>2 河川管理者は、前項の届出があつた場合において、河川管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る工作物を除却し、河川を原状に回復し、その他河川管理上必要な措置をとることを命ずることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-048-05

不利益処分の内容		工事費用の原因者への負担命令	
根拠法令・条例等名		河川法	
条 項		第100条において準用する第67条	
所 管 部 課 等		部課等名	建設部建設総務課
		電話番号	0463-82-9635
基 準	法令基準	(原因者負担金) 第六十七条 河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-048-06

不利益処分の内容		工事費用の受益者への負担命令	
根拠法令・条例等名		河川法	
条 項		第100条において準用する第70条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	建設部建設総務課
		電話番号	0463-82-9635
基 準	法令基準	(受益者負担金) 第七十条 河川管理者は、河川工事により著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、その者に、当該河川工事に要する費用の一部を負担させることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-048-07

不利益処分の内容		特別水利使用者への費用負担命令	
根拠法令・条例等名		河川法	
条 項		第100条において準用する第70条の2第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	建設部建設総務課
		電話番号	0463-82-9635
基 準	法令基準	<p>(特別水利使用者負担金)</p> <p>第七十条の二 河川管理者は、河川の流水の状況を改善するためニ以上の河川を連絡する河川工事で、流水によつて生ずる公害を除却し、又は軽減することのほか、専用の施設を新設し、又は拡張して流水を占用する者(以下この条において「特別水利使用者」という。)に対する水の供給を確保することをその目的に含むもの(河川の流水を貯留するための河川管理施設の設置を伴うものを除く。)に要する費用及び当該河川工事により設置する河川管理施設の管理に要する費用については、当該特別水利使用者が受けることとなると認められる利益の限度において、その者に、その一部を負担させることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-048-08

不利益処分の内容		工事費用の受益者への負担命令	
根拠法令・条例等名		河川法	
条 項		第100条において準用する第74条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	建設部建設総務課
		電話番号	0463-82-9635
基 準	法令基準	<p>(強制徴収)</p> <p>第七十四条 この法律、この法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定又はこれらの規定に基づく処分により納付すべき負担金又は流水占用料等(以下これらを「負担金等」という。)をその納期限までに納付しない者がある場合においては、河川管理者(当該負担金等が、国の収入となる場合にあつては国土交通大臣、都道府県の収入となる場合にあつては当該都道府県を統括する都道府県知事とする。以下この条において同じ。)は、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-048-09

不利益処分の内容		延滞金の徴収	
根拠法令・条例等名		河川法	
条 項		第100条において準用する第74条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	建設部建設総務課
		電話番号	0463-82-9635
基 準	法令基準	<p>(強制徴収)</p> <p>第七十四条 この法律、この法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定又はこれらの規定に基づく処分により納付すべき負担金又は流水占用料等(以下これらを「負担金等」という。)をその納期限までに納付しない者がある場合においては、河川管理者(当該負担金等が、国の収入となる場合にあつては国土交通大臣、都道府県の収入となる場合にあつては当該都道府県を統括する都道府県知事とする。以下この条において同じ。)は、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。</p> <p>5 河川管理者は、第一項の規定により督促をした場合においては、政令で定めるところにより、同項の負担金等の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその負担金等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-048-10

不利益処分の内容		許可等の取消し、工事中止命令等（準用河川）	
根拠法令・条例等名		河川法	
条 項		第100条において準用する第75条	
所 管 部 課 等		部課等名	建設部建設総務課
		電話番号	0463-82-9635
基準	法令基準	<p>第七十五条 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定によつて与えた許可、登録若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却(第二十四条の規定に違反する係留施設に係留されている船舶の除却を含む。)、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>一 この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者、その者の一般承継人若しくはその者から当該違反に係る工作物(除却を命じた船舶を含む。以下この条において同じ。)若しくは土地を譲り受けた者又は当該違反した者から賃貸借その他により当該違反に係る工作物若しくは土地を使用する権利を取得した者</p> <p>二 この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>三 詐欺その他不正な手段により、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認を受けた者</p> <p>2 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。</p> <p>一 許可、登録若しくは承認に係る工事その他の行為につき、又はこれらに係る事業を営むことにつき、他の法令の規定による行</p>	

基準	法令基準	<p>政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。</p> <p>二 許可、登録若しくは承認に係る工事その他の行為又はこれらに係る事業の全部又は一部の廃止があつたとき。</p> <p>三 洪水、津波、高潮その他の天然現象により河川の状況が変化したことにより、許可、登録又は承認に係る工事その他の行為が河川管理上著しい支障を生ずることとなつたとき。</p> <p>四 河川工事のためやむを得ない必要があるとき。</p> <p>五 前号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要があるとき。</p>
	処分基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
備考		

不利益処分の処分基準 個票

21-048-11

不利益処分の内容		損失補償額の原因者への負担命令	
根拠法令・条例等名		河川法	
条 項		第100条において準用する第76条第3項	
所 管 部 課 等		部課等名	建設部建設総務課
		電話番号	0463-82-9635
基 準	法令基準	(監督処分に伴う損失の補償等) 第七十六条 3 河川管理者は、第一項の規定により河川管理者が補償すべき損失が、前条第二項第五号に該当するものとして同項の規定による処分があつたことによるものである場合においては、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-048-12

不利益処分の内容		他の工作物管理者に対する工事施行命令	
根拠法令・条例等名		道路法	
条 項		第 2 1 条	
所 管 部 課 等		部課等名	建設部建設総務課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 3 5
基 準	法令基準	(他の工作物の管理者に対する工事施行命令等) 第二十一条 道路と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合において、他の工作物の管理者に当該道路の道路に関する工事を施行させ、又は維持をさせることが適当であると認められるときは、前条及び第三十一条の規定によつて協議をした場合を除く外、道路管理者は、他の工作物の管理者に当該道路に関する工事を施行させ、又は当該道路の維持をさせることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-048-13

不利益処分の内容		工事原因者への工事施行命令	
根拠法令・条例等名		道路法	
条 項		第 2 2 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	建設部建設総務課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 3 5
基 準	法令基準	<p>(工事原因者に対する工事施行命令等)</p> <p>第二十二條 道路管理者は、道路に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)により必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。</p> <p>秦野市が管理する道路を掘削する場合は、秦野市道路掘削工事標準施工基準を適用しています。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-048-14

不利益処分の内容		車両の積載物の落下の予防等の措置	
根拠法令・条例等名		道路法	
条 項		第 4 3 条 の 2	
所 管 部 課 等		部課等名	建設部建設総務課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 3 5
基 準	法令基準	<p>(車両の積載物の落下の予防等の措置)</p> <p>第四十三条の二 道路管理者は、道路を通行している車両の積載物が落下するおそれがある場合において、当該積載物の落下により道路が損傷され、又は当該積載物により道路が汚損される等道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該車両を運転している者に対し、当該車両の通行の中止、積載方法の是正その他通行の方法について、道路の構造又は交通に支障が及ぶのを防止するため必要な措置をすることを命ずることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-048-15

不利益処分の内容		違反車両の通行中止等の措置命令	
根拠法令・条例等名		道路法	
条 項		第 4 7 条	
所 管 部 課 等		部課等名	建設部建設総務課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 3 5
基 準	法令基準	<p>第四十七条の十四 道路管理者は、第四十七条第二項の規定に違反し、若しくは同条第一項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第四十七条の二第一項の規定により付した条件に違反し、若しくは第四十七条の十第三項の回答の内容に従わないで車両を通行させている者又は道路において第四十七条第四項の規定による政令で定める基準を超える車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。</p> <p>2 道路管理者は、路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者に対して、当該車両が第四十七条第四項の規定による政令で定める基準に適合しない場合においては、当該基準に適合するように、道路に関して必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-048-16

不利益処分の内容		道路に関する必要な措置命令	
根拠法令・条例等名		道路法	
条 項		第 4 6 条	
所 管 部 課 等		部課等名	建設部建設総務課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 3 5
基 準	法令基準	<p>(通行の禁止又は制限)</p> <p>第四十六条 道路管理者は、左の各号の一に掲げる場合においては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>一 道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合</p> <p>二 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合</p> <p>2 道路監理員(第七十一条第四項の規定により道路管理者が命じた道路監理員をいう。)は、前項第一号に掲げる場合において、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-048-17

不利益処分の内容		原因者への工事費用負担命令	
根拠法令・条例等名		道路法	
条 項		第 5 8 条 第 1 項 ・ 第 5 9 条 第 3 項	
所 管 部 課 等		部課等名	建設部建設総務課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 3 5
基 準	法令基準	<p>(原因者負担金)</p> <p>第五十八条 道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、他の工事が河川工事であるときは、道路に関する工事の費用については、河川法第六十八条の規定は、適用しない。</p> <p>(附带工事に要する費用)</p> <p>第五十九条 道路に関する工事に因り必要を生じた他の工事又は道路に関する工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第三十二条第一項及び第三項の規定による許可に附した条件に特別の定がある場合並びに第三十五条の規定による協議による場合を除く外、その必要を生じた限度において、この法律の規定に基づいて道路に関する工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、他の工事が河川工事であるときは、他の工事に要する費用については、同項の規定は、適用しない。</p> <p>3 道路管理者は、第一項の道路に関する工事が他の工事又は他の行為のために必要となつたものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-048-18

不利益処分の内容		工作物管理者への費用負担命令	
根拠法令・条例等名		道路法	
条 項		第 6 0 条	
所 管 部 課 等		部課等名	建設部建設総務課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 3 5
基 準	法令基準	(他の工作物の管理者の行う道路に関する工事に要する費用) 第六十条 第二十一条の規定によつて道路管理者が他の工作物の管理者に施行させた道路に関する工事に要する費用は、この法律の規定に基いて当該道路に関する工事について費用を負担すべき者が負担しなければならない。但し、当該他の工作物の管理者が当該道路に関する工事に因り利益を受けた場合においては、当該他の工作物の管理者に対し、その受けた利益の限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-048-19

不利益処分の内容		受益者への工事費用負担命令	
根拠法令・条例等名		道路法	
条 項		第 6 1 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	建設部建設総務課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 3 5
基 準	法令基準	(受益者負担金) 第六十一条 道路管理者は、道路に関する工事に因つて著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-048-20

不利益処分の内容		許可等の取消し、工作物除去命令等	
根拠法令・条例等名		道路法	
条 項		第 7 1 条第 1 項・第 2 項	
所 管 部 課 等		部課等名	建設部建設総務課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 3 5
基 準	法令基準	<p>(道路管理者等の監督処分)</p> <p>第七十一条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定(以下この条及び第七十二条の二第一項において「許可等」という。)を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路(連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。)に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者</p> <p>二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>三 偽りその他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者</p> <p>2 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。</p> <p>一 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>二 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合</p> <p>三 前二号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-048-21

不利益処分の内容		負担金等の督促	
根拠法令・条例等名		道路法	
条 項		第 7 3 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	建設部建設総務課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 3 5
基 準	法令基準	(負担金等の強制徴収) 第七十三条 この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによつてした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、割増金、料金、連結料又は停留料金(以下これらを「負担金等」という。)を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-048-22

不利益処分の内容		道路予定区域における原状回復に係る措置の指示	
根拠法令・条例等名		道路法	
条 項		第91条第2項において準用する第40条第2項	
所 管 部 課 等		部課等名	建設部建設総務課
		電話番号	0463-82-9635
基 準	法令基準	<p>(道路予定区域)</p> <p>第九十一条 2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの(以下「道路予定区域」という。)については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条から第四十四条の三まで、第四十七条の二十一、第四十八条、第四十八条の四十五(第三十二条第一項又は第三項の規定の適用に係る部分に限る。)、第七十一条、第七十二条、第七十二条の二(第二項を除く。)、第七十三条、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。</p> <p>(原状回復)</p> <p>第四十条 道路占用者は、道路の占用の期間が満了した場合又は道路の占用を廃止した場合においては、占用物件を除却し、道路を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。</p> <p>2 道路管理者は、道路占用者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-048-23

不利益処分の内容	道路予定区域における許可等の取消し、工作物除却命令等	
根拠法令・条例等名	道路法	
条 項	第 91 条第 2 項において準用する第 71 条第 1 項・第 2 項	
所 管 部 課 等	部課等名	建設部建設総務課
	電話番号	0463-82-9635
基 準	法令基準	(道路予定区域) 第九十一条 2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの(以下「道路予定区域」という。)については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条から第四十四条の三まで、第四十七条の二十一、第四十八条、第四十八条の四十五(第三十二条第一項又は第三項の規定の適用に係る部分に限る。)、第七十一条、第七十二条、第七十二条の二(第二項を除く。)、第七十三条、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。
		(道路管理者等の監督処分) 第七十一条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定(以下この条及び第七十二条の二第一項において「許可等」という。)を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路(連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。)に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者

基準	法令基準	<p>二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>三 偽りその他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者</p> <p>2 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。</p> <p>一 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>二 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合</p> <p>三 前二号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p>
	処分基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
備考		

不利益処分の処分基準 個票

21-048-24

不利益処分の内容		道路予定区域における道路占用料の徴収	
根拠法令・条例等名		道路法	
条 項		第 9 1 条第 2 項において準用する第 3 9 条第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	建設部建設総務課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 3 5
基 準	法令基準	<p>(占用料の徴収)</p> <p>第三十九条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。但し、条例で定める場合においては、第三十五条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-051-01

不利益処分の内容		原状回復等の措置の指示	
根拠法令・条例等名		都市公園法	
条 項		第10条第2項	
所 管 部 課 等		部課等名	建設部公園課
		電話番号	0463-73-8612
基 準	法令基準	<p>(原状回復)</p> <p>第十条 第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは都市公園の占用の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占用を廃止したときは、ただちに都市公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。</p> <p>2 公園管理者は、第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-051-02

不利益処分の内容		原因者への負担命令	
根拠法令・条例等名		都市公園法	
条 項		第13条	
所 管 部 課 等		部課等名	建設部公園課
		電話番号	0463-73-8612
基 準	法令基準	<p>(原因者負担金)</p> <p>第十三条 公園管理者は、都市公園に関する工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は都市公園を損傷した行為若しくは都市公園の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）により必要を生じた都市公園に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為について費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-051-03

不利益処分の内容		附帯工事原因者への費用負担命令	
根拠法令・条例等名		都市公園法	
条 項		第14条第2項	
所 管 部 課 等		部課等名	建設部公園課
		電話番号	0463-73-8612
基 準	法令基準	<p>(附帯工事に要する費用)</p> <p>第十四条 都市公園に関する工事により必要を生じた他の工事又は都市公園に関する工事を行うため必要を生じた他の工事に要する費用は、第八条の規定により許可に附した条件に特別の定がある場合及び第九条の規定による協議による場合を除くほか、その必要を生じた限度において、当該都市公園に関する工事について費用を負担する者がその全部又は一部を負担しなければならない。</p> <p>2 公園管理者は、前項の都市公園に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となつたものであるときは、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為について費用を負担する者に負担させることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-051-04

不利益処分の内容		許可の取消し、原状回復の命令、措置費用の原因者への負担命令	
根拠法令・条例等名		都市公園法	
条 項		第27条第1項・第2項・第9項	
所 管 部 課 等		部課等名	建設部公園課
		電話番号	0463-73-8612
基準	法令基準	<p>(監督処分)</p> <p>第二十七条 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律の規定によつてした許可若しくは認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設（以下この条において「工作物等」という。）の改築、移転若しくは除却、当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>一 この法律（前条を除く。以下この号において同じ。）若しくはこの法律に基づく政令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反している者</p> <p>二 この法律の規定による許可に付した条件に違反している者</p> <p>三 偽りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可又は認定を受けた者</p> <p>2 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律の規定による許可又は認定を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>一 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>二 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合</p> <p>三 前二号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p> <p>3 前条第二項若しくは第四項又は前二項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、公園管理者は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、公園管理者又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。</p> <p>4 公園管理者は、前項の規定により工作物等を除却し、又は除却させたときは、当該工作物等を保管しなければならない。</p> <p>5 公園管理者は、前項の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、条例</p>	

基準	法令基準	<p>(国の設置に係る都市公園にあつては、政令。以下この条において同じ。)で定めるところにより、条例で定める事項を公示しなければならない。</p> <p>6 公園管理者は、第四項の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して二週間(工作物等が特に貴重なものであるときは、三月)を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、条例で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、条例で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。</p> <p>7 公園管理者は、前項に規定する工作物等の価額が著しく低い場合において、同項の規定による工作物等の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該工作物等を廃棄することができる。</p> <p>8 第六項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。</p> <p>9 第三項から第六項までに規定する工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第三項に規定する措置を命ずべき者の負担とする。</p> <p>10 第五項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第四項の規定により保管した工作物等(第六項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当該工作物等を保管する公園管理者(国土交通大臣が公園管理者であるときは、国)に帰属する。</p>
	処分基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
備考		

不利益処分の処分基準 個票

21-051-05

不利益処分の内容		通損補償の原因者に対する補償額の負担命令	
根拠法令・条例等名		都市公園法	
条 項		第28条第4項	
所 管 部 課 等		部課等名	建設部公園課
		電話番号	0463-73-8612
基 準	法令基準	<p>第二十八条 公園管理者は、この法律の規定による許可を受けた者が前条第二項の規定により処分をされ、又は必要な措置を命ぜられたことによつて損失を受けたときは、その者に対し通常受けるべき損失を補償しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による損失の補償については、公園管理者と損失を受けた者とが協議して定める。</p> <p>3 前項の規定による協議が成立しないときは、公園管理者は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金額の支払を受けた日から三十日以内に収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。</p> <p>4 公園管理者は、第一項の規定による補償の原因となつた損失が前条第二項第三号の規定により処分をし、又は必要な措置を命じたことによるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-051-06

不利益処分の内容		公園予定地における原状回復等の措置の指示等	
根拠法令・条例等名		都市公園法	
条 項		第33条第4項	
所 管 部 課 等		部課等名	建設部公園課
		電話番号	0463-73-8612
基 準	法令基準	<p>(公園予定区域等)</p> <p>第三十三条 地方公共団体は、必要があると認めるときは、都市公園を設置すべき区域を定めることができる。</p> <p>2 国土交通大臣は、都市公園を新設しようとするときは、都市公園を設置すべき区域を定めなければならない。</p> <p>3 地方公共団体又は国土交通大臣は、都市公園を設置すべき地域の状況を勘案し、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため必要があると認めるときは、前二項の規定による都市公園を設置すべき区域を、立体的区域とすることができる。</p> <p>4 第一項又は第二項の規定により都市公園を設置すべき区域が決定され、その旨が公告された後当該区域に都市公園が設置されるまでの間においても、当該都市公園を設置しようとする地方公共団体又は国が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、第二条の三、第四条、第五条、第六条から第十二条まで、第十三条、第十四条、第十九条、第二十五条から第二十八条まで及び前条の規定は、当該区域（以下「公園予定区域」という。）又は当該公園予定区域内に設けられる施設で公園施設となるべきもの（以下「予定公園施設」という。）について準用する。</p> <p>5 地方公共団体は、第一項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</p> <p>6 国土交通大臣は、第二項の規定により第二条第一項第二号イの都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ、当該都市公園が存することとなる都道府県と協議しなければならない。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-054-01

不利益処分の内容		占用許可の取消し	
根拠法令・条例等名		下水道法	
条 項		第 3 8 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	上下水道局経営総務課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 1 - 4 1 1 3
基 準	法令基準	<p>第三十八条 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水道管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定によつてした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。</p> <p>一 この法律(第十一条の三第一項及び第十二条の九第一項(第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)の規定を除く。)又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者</p> <p>二 この法律の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>三 偽りその他不正な手段により、この法律の規定による許可又は承認を受けた者</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-054-01

不利益処分の内容		占用許可の取消し	
根拠法令・条例等名		下水道法	
条 項		第 3 8 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	上下水道局経営総務課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 1 - 4 1 1 3
基 準	法令基準	<p>第三十八条 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水道管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定によつてした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。</p> <p>一 この法律(第十一条の三第一項及び第十二条の九第一項(第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)の規定を除く。)又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者</p> <p>二 この法律の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>三 偽りその他不正な手段により、この法律の規定による許可又は承認を受けた者</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-055-01

不利益処分の内容		受益者負担金の徴収	
根拠法令・条例等名		都市計画法	
条 項		第75条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	営業課
		電話番号	0463-83-2111
基 準	法令基準	内容は別紙のとおり 別紙	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

## 都市計画法

### (受益者負担金)

第七十五条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

2 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。

3 前二項の規定による受益者負担金(以下この条において「負担金」という。)を納付しない者があるときは、国、都道府県又は市町村(以下この条において「国等」という。)は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

4 前項の場合においては、国等は、政令(都道府県又は市町村にあつては、条例)で定めるところにより、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内の延滞金を徴収することができる。

5 第三項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、国等は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

6 延滞金は、負担金に先だつものとする。

7 負担金及び延滞金を徴収する権利は、これらを行使することができる時から五年間行使しないときは、時効により消滅する。

## 秦野市公共下水道事業受益者負担に関する条例

(受益者)

第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域(以下「排水区域」という。)内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、永小作権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利(一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。)の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、永小作人、質権者、使用借主又は賃借人をいう。

2 市長は、排水区域内における土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において、必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、受益者を定めることができる。

(負担区の決定及び公告)

第3条 市長は、排水区域を土地又はその他の状況に応じて2以上の負担金等の額を算出する単位となる土地の区域(以下「負担区」という。)に区分するものとする。

2 市長は、前項の規定により負担区を定めたときは、その負担区の名称、区域及び土地の面積を公告しなければならない。

(負担金等の種類)

第4条 負担金等の種類は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 受益者負担金 基本負担金及び増負担金
- (2) 分担金 基本分担金及び増分担金

2 基本負担金及び基本分担金は、土地の面積により賦課する。

3 増負担金及び増分担金は、年間の汚水の排除量が土地1平方メートル当たり1.37立方メートルを超える場合にその超過する汚水の排除量により賦課

する。ただし、企業管理規程(第 8 条第 2 項及び第 30 条において「規程」という。)で定める汚水については、賦課しない。

(負担金等の額)

第 5 条 負担区ごとの基本負担金及び増負担金の額は、別表第 1 に定めるところによる。

2 負担区ごとの基本分担金及び増分担金の額は、別表第 2 に定めるところによる。

(賦課対象区域の決定及び公告)

第 6 条 市長は、年度ごとに事業を施行することを予定し、かつ、負担金等を賦課しようとする区域(以下「賦課対象区域」という。)を定め、これを公告しなければならない。

(負担金等の決定)

第 11 条 市長は、賦課対象受益者ごとに負担金等の額を決定し、遅滞なくその負担金等の額、納期等を賦課対象受益者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の負担金等について 3 年に分割して徴収するものとする。ただし、賦課対象受益者が一括納付の申出をしたとき、又は市長が第 19 条の規定により繰り上げて徴収するときは、この限りでない。

3 市長は、第 1 項に規定する負担金等の額を 12 で除して得た額を各期別の納付額とする。

4 前項の各期別の負担金等の額に 100 円未満の端数があるときは、これを最初の年度の第 1 期の負担金等の額に加算するものとする。

5 第 1 項の負担金等の総額が 5,000 円以下のものにあつては、最初の年度の第 1 期に徴収するものとする。

(負担金等の繰上徴収)

第 19 条 市長は、負担金等の額が確定した賦課対象受益者が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、納期の到来前であってもその納期限を繰り上げて、負担金等を徴収することができる。

- (1) 国税、地方税その他公課の滞納処分が開始されたとき。
- (2) 強制執行が開始されたとき。
- (3) 破産手続が開始されたとき。
- (4) 担保権の実行としての競売が開始されたとき。
- (5) 企業担保権の実行手続が開始されたとき。
- (6) 法人が解散し、又は設立許可を取り消されたとき。
- (7) 賦課対象受益者の死亡により相続人が限定承認をしたとき。
- (8) 賦課対象受益者が偽りその他不正の手段により、負担金等の賦課徴収を免れ、若しくは免れようとし、又は負担金等の還付を受け、若しくは受けようとしたと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により繰上徴収をしようとするときは、賦課対象受益者に通知しなければならない。この場合において、既に納付の通知をしているときは、納期限の変更を通知しなければならない。

不利益処分の処分基準 個票

21-055-02

不利益処分の内容		受益者負担金の督促	
根拠法令・条例等名		都市計画法	
条 項		第75条第3項	
所 管 部 課 等		部課等名	営業課
		電話番号	83-2111
基 準	法令基準	<p>第七十五条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。</p> <p>2 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。</p> <p>3 前二項の規定による受益者負担金(以下この条において「負担金」という。)を納付しない者があるときは、国、都道府県又は市町村(以下この条において「国等」という。)は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-055-03

不利益処分の内容		指定工事店の指定の取消し	
根拠法令・条例等名		水道法	
条 項		第 2 5 条 の 1 1	
所 管 部 課 等		部課等名	上下水道局営業課
		電話番号	0463-83-2111
基 準	法令基準	<p>第二十五条の十一 水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十六条の二第一項の指定を取り消すことができる。</p> <p>一 第二十五条の三第一項各号のいずれかに適合しなくなつたとき。</p> <p>二 第二十五条の四第一項又は第二項の規定に違反したとき。</p> <p>三 第二十五条の七の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>四 第二十五条の八に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従つた適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。</p> <p>五 第二十五条の九の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。</p> <p>六 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</p> <p>七 その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。</p> <p>八 不正の手段により第十六条の二第一項の指定を受けたとき。</p> <p>2 第二十五条の三第二項の規定は、前項の場合に準用する。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-055-04

不利益処分の内容		水洗便所への改造命令	
根拠法令・条例等名		下水道法	
条 項		第 11 条の 3 第 3 項、第 4 項	
所 管 部 課 等		部課等名	上下水道局営業課
		電話番号	0463-83-2111
基 準	法令基準	<p>(水洗便所への改造義務等)</p> <p>第十一条の三 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から三年以内に、その便所を水洗便所(污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。)に改造しなければならない。</p> <p>2 建築基準法第三十一条第一項の規定に違反している便所が設けられている建築物の所有者については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 公共下水道管理者は、第一項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>4 第一項の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、前項と同様とする。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-059-01

不利益処分の内容		農地等の権利移転の許可の取消し	
根拠法令・条例等名		農地法	
条 項		第3条の2第2項	
所 管 部 課 等		部課等名	農業委員会事務局
		電話番号	0463-82-9654
基 準	法令基準	<p>農地法第3条の2第2項</p> <p>2 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第三項の規定によりした同条第一項の許可を取り消さなければならない。</p> <p>一 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借の解除をしないとき。</p> <p>二 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-062-01

不利益処分の内容		学校施設の返還命令	
根拠法令・条例等名		学校施設の確保に関する政令	
条 項		第 4 条	
所 管 部 課 等		部課等名	教育総務課
		電話番号	0463-84-2783
基 準	法令基準	<p>(返還命令)</p> <p>管理者は、学校教育上支障があると認めるときは、学校施設の占有者に対してその学校施設の全部又は一部の返還を命ずることができる。但し、前条第一項第一号に該当する場合及び他の学校が学校教育の目的に使用する場合は、この限りでない。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-062-02

不利益処分の内容		学校施設にある工作物等の移転命令	
根拠法令・条例等名		学校施設の確保に関する政令	
条 項		第 1 5 条	
所 管 部 課 等		部課等名	教育総務課
		電話番号	0463-84-2783
基 準	法令基準	<p>(移転命令)</p> <p>管理者は、返還の目的である学校施設にある工作物その他の物件の所有者に、その物件の移転を命ずることができる。但し、所有者に移転を命ずることができないとき、又は著しく困難であるときは、その占有者に移転を命ずることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-069-01

不利益処分の内容		屋外における火災予防に必要な措置の命令	
根拠法令・条例等名		消防法	
条 項		第3条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	<p>消防長、消防署長その他の消防吏員は、屋外において火災の予防に危険であると認める行為者又は火災の予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者に対して、次に掲げる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは具(物件に限る。)又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具(物件に限る。)の使用その他これらに類する行為の禁止、停止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合消火準備</p> <p>(2) 残火、取灰又は火粉の始末</p> <p>(3) 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理</p> <p>(4) 放置され、又はみだりに存置された物件(前号の物件を除く。)の整理又は除去</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-069-02

不利益処分の内容		防火対象物の火災予防措置命令	
根拠法令・条例等名		消防法	
条 項		第5条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場、火災が発生したならば人命に危険であると認める場合その他火災の予防上必要があると認める場合には、権原を有する関係者（特に緊急の必要があると認める場合においては、関係者及び工事の請負人又は現場管理者）に対し、当該防火対象物の改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置をなすべきことを命ずることができる。ただし、建築物その他の工作物で、それが他の法令により建築、増築、改築又は移築の許可又は認可を受け、その後事情の変更していないものについては、この限りでない。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-069-03

不利益処分の内容		防火対象物の使用の禁止、停止又は制限の命令	
根拠法令・条例等名		消防法	
条 項		第 5 条 第 2 項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	<p>消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について次のいずれかに該当する場合には、権原を有する関係者に対し、当該防火対象物の使用の禁止、停止又は制限を命ぜることができる。</p> <p>(1) 前条第1項、次条第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2第5項若しくは第6項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあつては履行されても当該期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合</p> <p>(2) 前条第1項、次条第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2第5項若しくは第6項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令によつては、火災の予防の危、消火、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-069-04

不利益処分の内容		防火対象物における火災予防又は消防活動の障害除去のための措置命令	
根拠法令・条例等名		消防法	
条 項		第5条の3第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	<p>消防長、消防署長その他の消防吏員は、防火対象物において火災の予防に危険であると認める行為者又は火災の予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者(特に緊急の必要があると認める場合においては、当該物件の所有者、管理者若しくは占有者又は当該防火対象物の関係者。次項において同じ。)に対して、以下の(1)から(4)に掲げる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具(物件に限る。)又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具(物件に限る。)の使用その他これらに類する行為の禁止、停止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備</p> <p>(2) 残火、取灰又は火粉の始末</p> <p>(3) 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理</p> <p>(4) 放置され、又はみだりに存置された物件((3)を除く。)の整理又は除去</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-069-05

不利益処分の内容		防火管理者を定めるべき旨の命令	
根拠法令・条例等名		消防法	
条 項		第8条第3項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	消防長又は消防署長は、第1項の防火管理者が定められていないと認める場合には、当該防火対象物の管理について権原を有する者に対し、防火管理者を定めるべきことを命ずることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-069-06

不利益処分の内容		防火管理上必要な措置命令	
根拠法令・条例等名		消防法	
条 項		第8条第4項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	消防長又は消防署長は、第1項の規定により同項の防火対象物について同項の防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、当該防火対象物の管理について権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-069-07

不利益処分の内容		統括防火管理者を定めるべき旨の命令	
根拠法令・条例等名		消防法	
条 項		第8条の2第5項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	消防長又は消防署長は、高さ31mを超える建築物その他消防法施行令第4条の2で定める防火対象物で、その管理について権原が分かれているもの又は地下街（地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。）で、その管理について権原が分かれているもののうち消防長又は消防署長が指定するものについて、統括防火管理者が定められていないと認める場合には、当該防火対象物の管理について権原を有する者に対し、統括防火管理者を定めるべきことを命ずることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-069-08

不利益処分の内容		統括防火管理上必要な措置命令	
根拠法令・条例等名		消防法	
条 項		第8条の2第6項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	消防長又は消防署長は、消防法第8条の2第1項の規定により同項の防火対象物の全体について統括防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は同項の消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-069-09

不利益処分の内容		防火対象物点検の虚偽等表示除去、消印命令	
根拠法令・条例等名		消防法	
条 項		第8条の2の2第4項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	消防長又は消防署長は、防火対象物で消防法施行規則第4条の2の7の規定によらないで消防法第8条の2の2第2項の表示が付されているもの又は同項の表示と紛らわしい表示が付されているものについて、当該防火対象物の関係者で権原を有する者に対し、当該表示を除去し、又はこれに消印を付すべきことを命ずることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更 新 日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-069-10

不利益処分の内容		防火対象物点検報告の特例認定の取消し	
根拠法令・条例等名		消防法	
条 項		第8条の2の3第6項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	消防長又は消防署長は、消防法第8条の2の3第1項の規定による認定を受けた防火対象物について、以下の(1)から(3)のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消さなければならない。 (1) 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したとき。 (2) 消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令（当該防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。）がされたとき。 (3) 消防法施行規則第4条の2の8第1項に定める基準に適合しなくなったとき。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-069-11

不利益処分の内容		防火対象物点検報告の特例認定虚偽等表示除去・消印命令	
根拠法令・条例等名		消防法	
条 項		第8条の2の3第8項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	消防長又は消防署長は、防火対象物で消防法第8条の2の3第7項の規定によらないで同項の表示が付されているもの又は同項の表示と紛らわしい表示が付されているものについて、当該防火対象物の関係者で権原を有する者に対し、当該表示を除去し、又はこれに消印を付するべきことを命ずることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-069-12

不利益処分の内容		自衛消防組織の設置命令	
根拠法令・条例等名		消防法	
条 項		第8条の2の5第3項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	消防長又は消防署長は、消防法施行令第4条の2の4で定める防火対象物に自衛消防組織が置かれていないと認める場合には、当該防火対象物の管理について権原を有する者に対し、自衛消防組織を置くべきことを命ずることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-069-13

不利益処分の内容		危険物の貯蔵、取扱に関する命令	
根拠法令・条例等名		消防法	
条 項		第11条の5第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	市長は、製造所、貯蔵所（移動タンク貯蔵所を除く。）又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが危険物の規制に関する政令第24条から第27条（第26条第1項6の2号から10号、第27条第6項4号を除く。）に定める基準に違反していると認めるときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該基準に従って危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-069-14

不利益処分の内容		移動タンク貯蔵所に関する命令	
根拠法令・条例等名		消防法	
条 項		第11条の5第2項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	市長は、その管轄する区域にある移動タンク貯蔵所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが危険物の規制に関する政令第24条(4の2号、11号、12号、14号は除く。)から第25条、第26条(1の3号から6号を除く。)、27条第1項、第6項4号及び第7項、第28条に定める基準に違反していると認めるときは、当該移動タンク貯蔵所所有者、管理者又は占有者に対し、当該基準に従って危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-069-15

不利益処分の内容		危険物施設の位置等の措置命令	
根拠法令・条例等名		消防法	
条 項		第12条第2項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	市長は、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が危険物の規制に関する政令第9条から第23条に定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者に対し、当該基準に適合するように、これらを修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-069-16

不利益処分の内容		危険物施設の許可取消し、使用停止命令	
根拠法令・条例等名		消防法	
条 項		第12条の2第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	<p>市長は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が以下の(1)から(5)のいずれかに該当するときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、消防法（以下「法」という。）第11条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めてその使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 法第11条第1項後段の規定による許可を受けないで、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更したとき。</p> <p>(2) 法第11条第5項の規定に違反して、製造所、貯蔵所又は取扱所を使用したとき。</p> <p>(3) 法第12条第2項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(4) 法第14条の3第1項又は第2項の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 法第14条の3の2の規定に違反したとき。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-069-17

不利益処分の内容		危険物施設の使用停止命令	
根拠法令・条例等名		消防法	
条 項		第12条の2第2項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	<p>市長は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が以下の(1)から(4)のいずれかに該当するときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、期間を定めてその使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 消防法（以下「法」という。）第11条の5第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(2) 法第12条の7第1項の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 法第13条第1項の規定に違反したとき。</p> <p>(4) 法第13条の24第1項の規定による命令に違反したとき。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-069-18

不利益処分の内容		危険物施設の緊急使用停止命令等	
根拠法令・条例等名		消防法	
条 項		第12条の3第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	市長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-069-19

不利益処分の内容		危険物保安統括監督者等解任命令	
根拠法令・条例等名		消防法	
条 項		第13条の24	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	市長は、危険物保安統括管理者若しくは危険物保安監督者が消防法（以下「法」という。）若しくは法に基づく命令の規定に違反したとき、又はこれらの者にその業務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、法第12条の7第1項（危険物の規制に関する政令第30条の3、危険物の規制に関する規則第47条の4、第47条の5）又は法第13条第1項（危険物の規制に関する政令第31条の2）に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任を命ずることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-069-20

不利益処分の内容		予防規程の変更命令	
根拠法令・条例等名		消防法	
条 項		第14条の2第3項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	市長は、火災の予防のため必要があるときは、予防規程の変更を命ずることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-069-21

不利益処分の内容		事故時の応急措置命令	
根拠法令・条例等名		消防法	
条 項		第16条の3第3項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	市長は、製造所、貯蔵所（移動タンク貯蔵所を除く。）又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が、危険物の流出その他の事故が発生した際に、引き続き危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のために直ちに講ずべき応急の措置を講じていないと認めるときは、当該措置を講ずべきことを命ずることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-069-22

不利益処分の内容		事故時の応急措置命令（移動タンク貯蔵所）	
根拠法令・条例等名		消防法	
条 項		第16条の3第4項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	市長は、その管轄する区域にある移動タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者が、危険物の流出その他の事故が発生した際に、引き続き危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生防止のために直ちに講ずべき応急の措置を講じていないと認めるときは、当該措置を講ずべきことを命ずることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-069-23

不利益処分の内容		無許可施設等に対する措置命令	
根拠法令・条例等名		消防法	
条 項		第16条の6第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	市長は、消防法第10条第1項ただし書の承認又は同法第11条第1項前段の規定による許可を受けないで指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っている者に対して、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の除去その他危険物による災害防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-069-24

不利益処分の内容		消防用設備等の設置維持命令	
根拠法令・条例等名		消防法	
条 項		第17条の4第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	消防長又は消防署長は、消防法第17条第1項の防火対象物における消防用設備等が消防法施行令第8条から第33条まで及び消防法施行規則第5条の2から第33条までに定める設備等技術基準に従って設置され、又は維持されていないと認めるときは、当該防火対象物の関係者で権原を有するものに対し、当該設備等技術基準に従ってこれを設置すべきこと、又はその維持のため必要な措置をなすべきことを命ずることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-069-25

不利益処分の内容		特殊消防用設備等の設置維持命令	
根拠法令・条例等名		消防法	
条 項		第17条の4第2項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	消防長又は消防署長は、消防法第17条第1項の防火対象物における同条第3項の規定による認定を受けた特殊消防用設備等が同項及び消防法施行規則第31条の3の2に定めるところに従って作成された設備等設置維持計画に従って設置され、又は維持されていないと認めるときは、当該防火対象物の関係者で権原を有するものに対し、当該設備等設置維持計画に従ってこれを設置すべきこと、又はその維持のため必要な措置をなすべきことを命ずることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-069-26

不利益処分の内容		統括防災管理者を定めるべき旨の命令	
根拠法令・条例等名		消防法	
条 項		第36条第1項において準用する第8条の2第5項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	消防長又は消防署長は、消防法第8条の2第1項の防火対象物について統括防災管理者が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により統括防災管理者を定めるべきことを命ずることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-069-27

不利益処分の内容		防災管理上必要な措置命令	
根拠法令・条例等名		消防法	
条 項		第36条第1項において準用する第8条第4項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	消防長又は消防署長は、消防法第8条第1項の規定により同項の防火対象物について同項の防災管理者の行うべき防災管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-069-28

不利益処分の内容		防災管理者を定めるべき旨の命令	
根拠法令・条例等名		消防法	
条 項		第36条第1項において準用する第8条第3項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	消防長又は消防署長は、防災管理者を定めなければならない防火対象物について防災管理者が定められていないと認める場合には、当該防火対象物の管理について権原を有する者に対し、防災管理者を定めるべきことを命ずることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-069-29

不利益処分の内容		統括防災管理上必要な措置命令	
根拠法令・条例等名		消防法	
条 項		第36条第1項において準用する第8条の2第6項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	消防長又は消防署長は、消防法第8条の2第1項の規定により同項の防火対象物の全体について統括防災管理者の行うべき防災管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は同項の消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-069-30

不利益処分の内容		防災管理対象物点検特例認定表示の除去・消印命令	
根拠法令・条例等名		消防法	
条 項		第36条第1項において準用する第8条の2の2第4項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	消防長又は消防署長は、防災対象物で点検対象事項が点検基準に適合している旨の認定によらないで防災対象物点検の表示が付されているもの又は表示と紛らわしい表示が付されているものについて、当該防火対象物の関係者で権原を有する者に対し、当該表示を除去し、又はこれに消印を付すべきことを命ずることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-069-31

不利益処分の内容		防災管理点検報告の虚偽等表示除去、消印命令	
根拠法令・条例等名		消防法	
条 項		第36条第1項において準用する第8条の2の2第4項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	消防長又は消防署長は、消防法第36条第1項に定めるものについて、同法施行令第46条の防火対象物で消防法施行規則（以下「省令」という。）第4条の2の7及び省令第51条の15の規定によらないで消防法第8条の2の2第2項の表示が付されているもの又は同項の表示と紛らわしい表示が付されているものについて、当該防火対象物の関係者で権原を有する者に対し、当該表示を除去し、又はこれに消印を付すべきことを命ずることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-069-32

不利益処分の内容		防災管理対象物の特例認定の取消し	
根拠法令・条例等名		消防法	
条 項		第36条第1項において準用する第8条の2の3第6項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	<p>消防長又は消防署長は、消防法第36条第1項に定めるものについて、同法第8条の2の3第1項の規定による認定を受けた防火対象物のうち、次のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したとき。</p> <p>(2) 消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する第8条第3項若しくは第4項の規定による命令（当該防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。）がされたとき。</p> <p>(3) 消防法施行規則第4条の2の8第1項に定める基準に適合しなくなったとき。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-069-33

不利益処分の内容		火薬類の消費許可の取消し	
根拠法令・条例等名		火薬類取締法	
条 項		第25条第3項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	市長は、法第25条第1項の許可をした後において、その許可に係る火薬類の爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認めるときは、爆発又は燃焼前に限り、その許可を取り消すことができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-069-34

不利益処分の内容		緊急措置（一時禁止命令）	
根拠法令・条例等名		火薬類取締法	
条 項		第45条	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	市長は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認めるときは、製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者、火薬類を廃棄した者又は火薬類の所有者若しくは占有者に対して、必要な措置をすることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-069-35

不利益処分の内容		特定供給設備の許可の取消し、又は使用禁止命令	
根拠法令・条例等名		液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	
条 項		第37条の7	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	市長は、貯蔵施設若しくは特定供給設備の設置の許可を受けた者又は充填事業者が、法令の規定に違反したときは、その貯蔵施設、特定供給設備若しくは充填設備の許可を取り消し、又はその使用の停止を命ずることができます。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-069-36

不利益処分の内容		特定供給設備に関する基準適合の命令	
根拠法令・条例等名		液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	
条 項		第16条の2第2項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	市長は、液化石油ガス販売事業者の供給設備が、技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該事業者に対し、技術上の基準に適合させるように命ずることがでる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-069-37

不利益処分の内容		液化石油ガス器具等の提出命令	
根拠法令・条例等名		液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	
条 項		第83条の2第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	<p>経済産業大臣は、前条第1項の規定によりその職員に、又は同条第9項の規定により機構に液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業を行う者の事務所、営業所、工場、液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所に立ち入り、検査をさせ、又は検査を行わせた場合において、その所在の場所において検査をさせ、又は検査を行わせることが著しく困難であると認められる液化石油ガス器具等があったときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			